

公民館に係る整備指針

1 公民館の役割等

これまで公民館は学習センター機能を中心とした生涯学習の拠点として、地域で重要な役割を担ってきました。

しかし、近年は、地域を取り巻く課題の複雑多岐化、地域コミュニティの希薄化など、社会環境は刻一刻と変化している中で、新しい時代の公民館においては、学習センター機能だけでなく、人と人をつなぐ地域コミュニティ機能が強く求められています。

(1) 新しい時代の公民館機能

ア 魅力があり「人と人をつなぐ」公民館

現在、公民館の利用者の多くは高齢者であり、若者の利用が少なくなっています。そのことにより多世代を対象とした講座は、高齢者を対象としたものと比較すると少なくなっています。

また、地域の人々が公民館に気軽に集い、交流ができるような地域コミュニティの形態も少なくなってきました。

こうした現状を踏まえ、新しい時代の公民館に求められるものは、施設ではなく中味であり、魅力ある公民館となることが、とても重要であると考えます。

公民館の魅力とは、地域の人材を育てる学習センター機能を基本に地域コミュニティ機能を介して多世代の人々が集い、つながりあう機能を持った場であり、そのことが魅力ある公民館の最も重要な要素となります。

イ 中心となる公民館機能

現在も、そしてこれからも公民館にとって最も大切な機能は学習センター機能であり、多世代の人にとって魅力ある公民館にするためには、講座の魅力を高めることが肝要です。

また、地域コミュニティの希薄化が進む中、公民館が人と人をつなぐ地域コミュニティ機能が重要になってきます。

そのため、公民館長が受講生や講座修了生の仲間づくりを支援し、社会教育の立場から地域の人とつないでいくコーディネーターの役割を果たしていくなど、新しい時代の公民館にふさわしい公民館経営に転換を図るべく、公民館職員の在り方を見直していきます。

ウ 今後推進していく公民館機能

今後は、学習センター機能の中でも特に、講座を通じて地域の人材を育成する地域力創造機能や家庭での生活習慣や学びへの意欲をテーマとした家庭教育支援機能を推進します。

また、地域コミュニティ機能の中では特に、地域の人が地域の子どもたちを育むための地域と学校の協働機能を推進します。

さらに、地域の人が気軽に集い、交流することができる場所の整備や、高齢者や子育て世代など多世代の利用者が地域のサロンを行う場所の一つとするなど、使い勝手の良い公民館を目指し、利用形態を改善します。

エ 自主講座の在り方

公民館講座修了生が構成する自主講座については、団体による自主運営を目指した現行の取扱いを改め、これからも公民館として自主講座が地域活動の主体となり活動していけるよう支援策を講じていきます。

また、自主講座の活動を社会に広く周知し、自主講座自体の活性化を図るとともに、公民館の役割のうち、学習センター機能や地域コミュニティ機能について、自主講座がその活動の中で学んだことを地域社会に還元できるよう公民館長がコーディネートを行い、地域貢献につなげていきます。

(2) 地域特性をいかした公民館経営

津市として公民館経営の画一化を図るのではなく、学習センター機能を中心とする都市型の公民館、学習センター機能に加え地域コミュニティ機能としても活用される公民館、地域拠点の役割を果たす地域コミュニティ機能中心型の公民館として、それぞれの特性をいかしていきます。

2 公民館の整備の考え方

今後は、多世代の人が集いつながりあう魅力ある公民館となるべく、教育の枠組みを超え、地域活動、子育てなど多様な機能を複合化した地域の活動拠点として施設を整備していく必要があります。

このため、現在53館ある公民館施設については、施設数、床面積が適正であるかを点検し、配置と総量の適正化に努めます。ただし、今ある建物の耐用年数が経過する時期又は大規模改修の時期が到来するまでの当分の間は、現在の配置を継続します。

また、利用率の低い施設については、地域の特性を十分に把握した上で、当該施設が耐用年数などにより大幅な改修を実施しなければならない場合は、

地域を俯瞰し、近隣施設の状態を踏まえながら、集約化や複合化を検討します。

(1) 既存施設の活用

一部の地域を除き、各地域とも公民館事業を実施することができる公共施設は既に配置されているため、今後は新たな施設整備ではなく、出前講座を行うなど既存施設を有効に活用していきます。

(2) 施設の改修整備

公民館施設の改修整備については、原則老朽化の進んでいる施設を優先しますが、施設の利用状況、近隣施設の配置状況、国県補助・地方債制度の適用期間等の事情に応じて柔軟に対応します。

なお、老朽化が進む公民館施設の改修整備については、以下の優先順位に従って改修整備を行います。

ア 複合施設としての整備

公民館としての機能の確保を前提に、近隣に他の公共施設が有る地域においては、これと複合化するか、これらの諸室を活用します。

イ 未利用施設の活用

改修整備対象となる公民館施設の近隣に、公民館としての機能を確認できる未利用の公共施設が有る場合は、移転を検討します。

ウ 既存施設の改修整備

地域に他の公共施設がない又は近隣の公共施設の老朽化が著しいなどの場合は、例外的に幅広い機能を複合する形で、既存施設の改修整備を行うこととします。

既存施設の改修整備を行う場合は、まず現行施設の改修工事による長寿命化を検討します。

その上で、近隣施設の活用を念頭に置いても最低限必要な諸室の確保が困難な場合や施設に必要な駐車台数の確保ができない場合で、同一敷地内での建て替えが可能であるときに限り、建て替えによる施設の更新を検討します。

その際も稼働率の向上を考えた諸室を配置することによる施設の十分なダウンサイジング化、多世代で幅広い人が利用できるためのユニバーサルデザイン化、土地の有効利用の観点から建物の配置の見直しを行うことなどを基本条件とします。

3 施設機能の考え方

(1) 諸室と設備の考え方

健康体操や地域コミュニティの行事に利用するために一定規模の多目的ホール（研修室を2室つなげたもの）や、学習活動を行うため、研修室の設置は不可欠です。

調理室、工作室、和室など特別な形態の諸室については、基本的には拠点となる公民館施設や近隣にある公共施設の設備の活用を検討します。

上記の特別な形態の諸室については、利用頻度も低く、他の目的での利用が困難であることなどからと必ずしも全ての施設に設置をする必要はないため、整備する地域とともに考えていきます。

(2) 改修整備を行う場合の部屋数標準仕様の設定

改修整備を要する場合は、基本とする部屋数に地域要件（利用状況や地域のコミュニティ施設整備状況など）に応じた増減を図ります。

ア 基本とする部屋数（標準整備基準）

地域公民館	5 部屋（多目的ホール・研修室など）
地区公民館	2 部屋（研修室）

イ 地域要件による部屋数の増減

隣接公共施設の活用が図られる場合は、当該施設の活用を優先します。年間利用者数や人口当たり面積などを指標に増減数を設定します。

ウ 整備する部屋の機能

上記のアとイで決定した公民館の部屋の機能については、次の優先順位を基本とした上で、地域とともに考えていきます。

優先順位	摘 要
①多目的ホール （約80名） 研修室 （約40名）	・フラットフロアー、可動壁、可動ステージ可動映像機器などを基本とします。 ・研修室（40名程度を収容）を2室つなげてホールとします。
②地域活動支援室 （約20名）	・多様な地域活動によるフリースペースの必要度に応じて整備します。
③実習室 （約20名）	・水道等をコンパクトに配置し、可能な限り多目的利用を図ります。

	調理室	・地域活動等厨房機能で足りる場合は厨房室の整備を検討します。
④和室 (約20名)		・畳タイルの備品整備による対応を基本とします。 ・避難所、着付け、和裁又は茶道教室など活用頻度による整備を行います。

4 将来に向けた公民館の在り方

(1) 施設管理の方向性

新しい時代の公民館は、公民館長の役割を見直すことにより地域の人材育成や地域力の創造を担います。将来的には、地域力の定着を見ながら地域が気軽に使える自由度の高い地域管理を目指します。

(2) 今後の出前講座の方向性

公民館として単独施設を持たない地域については、地域の声を聞くなどしてニーズを把握しつつ、出前講座の実施方法について検討します。

(3) 学校借用施設の整理

学校借用施設については、公民館の位置付けを外し、新たにコミュニティルームとして、学校施設を利用するなど地域がより活用しやすい集会施設に整理します。

(4) 地域別の運営の方向性

講座など学習センター機能を中心とする4つの拠点公民館（中央、久居、安濃中、白山）や利用者が年間5万人を超えるような特定の地域を持たない都市型の橋北公民館では、市域を対象として時代が求める新たな課題に応じた講座に取り組むなど、より学習活動に重点をおいた運営を目指します。

学習センター機能に加えて地域コミュニティ機能としての活用が望まれている併用型の公民館については、より一層地域の人と人をつなぐことができるよう地域コミュニティ機能の充実を目指します。

既に地域活動の拠点として十分に役割を果たしている地域コミュニティ機能中心型の公民館においては、今後も地域と連携し、その特性をいかした運営を目指します。

また、美杉地域のように単独の公民館で定期講座の開催が困難である場合は、複数の公民館を巡回するような形式で短期講座を開催するなど、それぞれの地域の実情に応じた運営を検討していきます。

(5) 評価制度の導入

各公民館長が企画立案し、実施した事業について、利用者からのアンケートや一定の指標に基づく評価を導入し、翌年度以降の事業内容を改善していくサイクルを整備するとともに、他の館の良いところをいかし、職員の研修等で活用していきます。

(6) 住民参画型の公民館

市民の目線に立って公民館の運営を進めるには、地域課題を把握し、地域の意見を取り入れていくことが欠かせません。住民参画型の公民館として、地域に密着した形で存続していくためには、各公民館が地域のニーズや課題にしっかり対応できるよう、公民館利用者や講座代表者とともに、教育の枠組みを超えて、地域活動団体などと連携しながら、地域や利用者の意見を反映させる仕組みや組織を立ち上げます。

(7) 地域活動拠点としてのコミュニティ施設に係る整備指針との整合

公民館の整備に当たっては地域活動を推進していく施設及び機能として、別に定めるコミュニティ施設（コミュニティセンター・集会所・農民研修センター）に係る整備指針や出張所に係る整備指針などの地域活動拠点施設における整備指針との整合を図り進めていきます。